

平成 23 年 5 月 11 日
東京電力株式会社

「福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の線量限度を超える被ばくに
係る原因究明及び再発防止対策の策定等について」（平成 23 年 5 月 2 日
原管発官 23 第 46 号）の修正について

1. 概 要

「福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の線量限度を超える被ばく
に係る原因究明及び再発防止対策の策定等について（指示）」（平成 23 年 4
月 27 日付 平成 23・04・27 原院第 4 号）に基づき、平成 23 年 5 月 2 日に報
告した内容のうち、女性職員の実態について誤りがあったことからこれを
修正させていただきます。

2. 修正内容

報告内容の内、福島第一原子力発電所の免震重要棟で従事していた女性
職員の実態について、従事していたと報告した女性職員 1 名（放射線業務
従事者）が実際は従事していなかったこと、ならびに従事していないと報
告した女性職員 1 名（非放射線業務従事者）が実際は従事していたことが
判明したことから、女性職員の実態について修正いたします。

なお、実際は従事していた女性職員について線量評価を行った結果は
0.55mSv でした。

3. 原 因

平成 23 年 5 月 2 日に報告した内容を纏めた際に、女性職員の従事状況に
ついては福島第一原子力発電所の各班からの申告に基づき発電所保安班が
集計を行い、名簿を作成して作業に伴う線量、免震重要棟での滞在線量、
ならびに内部被ばくについて評価を行いました。

その後、5 月 3 日に福島労働局より女性職員の従事状況についての詳細な
問い合わせがあったことから、各人に直接確認を行ったところ、誤りに気
付いたものです。

この誤りは最初に集計した際に各班単位で報告を行った際に、本人確認
を省いて報告しており、報告者の確認不足によるものでした。

4. 対 策

免震重要棟で従事している全ての班で、構成員となっている女性職員全
てに直接確認、または直接確認できない場合にはその女性職員の直属の上
司に確認を行い、平成 23 年 5 月 5 日までに他の誤りがないことを確認しま
した。

現在、福島第一原子力発電所では女性職員は従事していないことから、
今後同様の事象は発生いたしません。

以 上

添付資料：福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の線量限度を超える被
ばくに係る原因究明及び再発防止対策の策定等について（正誤表）

福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の線量限度を超える被ばくに係る
原因究明及び再発防止対策の策定等について（正誤表）

誤	正
<p>P-8 6. (5) その他、福島第一原子力発電所では免震重要棟で執務した放射線業務従事者に指定・登録していない職員がおり、この内<u>女性職員4名</u>については実効線量の評価が終了しており、周辺監視区域の外側の線量限度（1mSv/年）との対比では2名がこれを超えることとなった。（女性職員C：3.42mSv、女性職員D：3.37mSv）</p> <p>（誤記部分：下線部）</p>	<p>P-8 6. (5) その他、福島第一原子力発電所では免震重要棟で執務した放射線業務従事者に指定・登録していない職員がおり、この内<u>女性職員5名</u>については実効線量の評価が終了しており、周辺監視区域の外側の線量限度（1mSv/年）との対比では2名がこれを超えることとなった。（女性職員C：3.42mSv、女性職員D：3.37mSv）</p> <p>（修正部分：下線部）</p>